

イスラエルの輸入規制の概要
(平成28年7月25日時点)

1 イスラエルは、以下の食品について、全ロットのモニタリング検査（経費は輸入者が負担）を実施しています。

ただし、検査機関（農林水産省ホームページ*を参照）が発行した放射性物質検査報告書を添付した場合は、イスラエルにおけるモニタリング検査は免除されます。

地 域	品 目
福島県	全ての食品
岩手県、宮城県	穀物（コメを含む。）、きのこ類、山菜類、水産物
栃木県、群馬県、千葉県	きのこ類、山菜類、水産物

2 すべての食品について、当該食品の産地（都道府県）を確認することができる書類（インボイス等）を添付することが必要です。なお、産地が確認できない場合は、上記1の対応が求められます。

3 上記1以外の全ての食品については、他の国から輸入される食品と同様に輸入手続きに基づくサンプル検査が実施されます。

4 イスラエルにおける検査の対象となった食品については、銀行保証（25,000 シェケルの小切手を納付（検査終了後には返却））の手続を踏むことにより、サンプル抽出後は検査結果を待たず、輸入業者の倉庫に移動することが可能です。

※「輸出食品等に対する放射性物質に関する検査の実施機関について」
ホームページアドレス

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/kensa_kikan.html

(参考) イスラエル向け日本産食品に適用される放射性物質の最大許容値 (Bq/kg)

放射性物質	乳児用食品	牛乳・乳飲料	飲料水・緑茶	その他の食品
セシウム134及び セシウム137	50	50	10	100

日本の基準値に準拠